

高松市・庵治町合併協議会会議録
第 5 回 会 議

平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日 (水)

高松市・庵治町合併協議会

高松市・庵治町合併協議会会議録

第5回会議

1 日時

平成16年11月24日(水) 午前10時開会・午前11時49分閉会

2 場所

高松市役所 13階 大会議室

3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	梶河正孝	委員	三好治
委員	井竿辰夫	委員	寺岡増紀
委員	加茂富義	委員	嶋野勝路
委員	谷本繁男	委員	上北東太郎
委員	高砂清一	委員	香川深雪
委員	大橋光政	委員	加藤博美
委員	新上隆司	委員	小西百々代
委員	梶村傳	委員	岡田賢
委員	大浦澄子	委員	藪淳子
委員	三笠輝彦	委員	増田富子

4 欠席委員 なし

5 出席幹事 8人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	横田淳一
副幹事長	加茂富義(委員兼務)	幹事	植田宗士
幹事	中村榮治	幹事	島野学
幹事	熊野實	幹事	廣瀬政博

6 幹事会部会委員 28人

総務部会長	熊野 實 (幹事兼務)	市民部会委員	間島 康博
総務部会委員		市民部会委員	小泉 康裕
企画財政部会委員	島野 学 (幹事兼務)	健康福祉部会長	岡内 須美子
市民部会委員		健康福祉部会委員	富田 繁
消防部会委員		健康福祉部会委員	岡本 英彦
総務部会委員	小山 正伸	健康福祉部会委員	池内 保
総務部会委員	石垣 佳邦	消防部会長	富永 典郎
総務部会委員	伊藤 憲二	消防部会委員	黒川 守
企画財政部会長	横田 淳一 (幹事兼務)	消防部会委員	矢代 正己
企画財政部会委員	岸本 泰三	教育部会委員	片山 雅文
企画財政部会委員	草薙 功三	教育部会委員	多田 安寛
企画財政部会委員	高橋 公一	議会部会長	金子 史朗
企画財政部会委員	綾田 保弘	議会部会委員	宮本 弘
企画財政部会委員	須和 建一	議会部会委員	川原 譲二
企画財政部会委員	村井 利行		
市民部会委員			
市民部会委員	廣瀬 政博 (幹事兼務)		
健康福祉部会委員			
市民部会長	氏部 隆		

7 事務局

事務局長	林 昇	調整班長	清 谷 文 孝
事務局次長	加 藤 昭 彦	調整班 兼計画班	林 田 競 一
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福 井 隆	調整班 兼計画班	松 崎 充 宏
総務班長 兼調整班兼計画班	奴 賀 信 二	計画班	山 上 龍 二
総務班	黒 淵 博 美		

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

- 協議第 1 3 号 地方税の取扱い（協定項目第 9 号）について
（第 4 回会議提案：継続協議）
- 協議第 1 4 号 条例・規則等の取扱い（協定項目第 1 4 号）について
（第 4 回会議提案：継続協議）
- 協議第 1 5 号 電算システム事業（協定項目第 2 4 - 1 号）について
（第 4 回会議提案：継続協議）
- 協議第 1 6 号 広聴広報事業（協定項目第 2 4 - 2 号）について
（第 4 回会議提案：継続協議）
- 協議第 1 7 号 生活保護事業（協定項目第 2 4 - 7 号）について
（第 4 回会議提案：継続協議）
- 協議第 1 8 号 その他の事業（情報公開制度）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）
について（第 4 回会議提案：継続協議）
- 協議第 1 9 号 その他の事業（外部監査制度）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）
について（第 4 回会議提案：継続協議）
- 協議第 2 0 号 地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について
- 協議第 2 1 号 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）につ
いて
- 協議第 2 2 号 消防団の取扱い（協定項目第 1 9 号）について
- 協議第 2 3 号 国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 2 2 号）について
- 協議第 2 4 号 介護保険事業の取扱い（協定項目第 2 3 号）について
- 協議第 2 5 号 人権啓発事業（協定項目第 2 4 - 3 号）について
- 協議第 2 6 号 その他の事業（市・町民褒章制度）（協定項目第 2 4 - 2 2
号）について
- 協議第 2 7 号 建設計画（協定項目第 2 5 号）について

4 その他

- (1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
- (2) 高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午前10時00分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） おはようございます。お待たせをいたしました。ただいまから高松市・庵治町合併協議会第5回会議を開会させていただきます。

皆様方には何かとお忙しい中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、会議に入ります。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、三笠輝彦委員さんと嶋野勝路委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） これより、会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、(1)の協議事項のうち、協議第13号地方税の取扱い（協定項目第9号）についてから協議第19号その他の事業（外部監査制度）（協定項目第24-22号）までの7件を一括して議題といたします。

なお、この協議第13号から協議第19号までの7件については、前回、第4回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、提案内容を、改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第13号から協議第19号までの7件について、一括して説明申し上げます。会議資料の1ページをお開き願いたいと存じます。

まず、協議第13号地方税の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページ中ほどの枠の中にございますように、「地方税の取扱いについては、高松市の制度に統一するものとする。ただし、1庵治町に係る法人市・町民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。法人市・町民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税

を実施する。事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。2 庵治町に係る個人市・町民税の均等割の非課税基準、個人市・町民税及び固定資産税の納期、固定資産税の宅地の評価方法については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。3 庵治町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。」というものでございます。

続きまして、8ページをお開き願いたいと存じます。

協議第14号条例・規則等の取扱いについてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。」というものでございます。

続きまして、11ページをお開き願います。

協議第15号電算システム事業についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。ただし、高松市にないシステムについては、庵治町のシステムに必要な改修を加え使用する。」というものでございます。

続きまして、14ページをお開き願いたいと存じます。

協議第16号広聴広報事業についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。現在、庵治町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。」というものでございます。

続きまして、17ページをお開き願います。

協議第17号生活保護事業についてでございます。

提案内容でございますが、「生活保護事業については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

続きまして、20ページをお開き願います。

協議第18号その他の事業（情報公開制度）についてでございます。

提案内容は、「情報公開制度については、高松市の制度を適用する。」というものでございます。

続きまして、21ページをお開き願いたいと存じます。

協議第19号その他の事業（外部監査制度）についてでございます。

提案内容でございますが、「外部監査制度については、高松市の制度を適用する。」というものでございます。

なお、各合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしましたので、本日は説明を省略させていただきます。

協議第13号から協議第19号までの7件の提案説明は以上でございますが、前回の第4回会議で、合併協定項目、使用料・手数料等の取扱いに関連いたしまして、委員から、都市計画制度と建築確認申請について、御質問なり御意見がございました。

この都市計画制度につきましては、合併協定項目では、24の各種事務事業の取扱いの中の建設関係事業という項目で御協議いただくことになっておりますが、この協定項目につきましては、現在、部会において調整中ございまして、本日は提案をされておられません。このようなことから、前回会議で御質問のありました点について、事務局から担当部門に確認をいたしましたので、この機会にあわせて御説明させていただきます。

まず、都市計画制度でございますが、この制度は、都市計画法に基づいて、都市計画区域に指定されている地域に対し適用されるものでございます。したがって、庵治町地域については、現在、都市計画区域に指定されておられませんので、都市計画制度は適用されません。

次に、2点目といたしまして、高松市との合併協議において、高松市の制度に統一するとした場合、庵治町も都市計画区域として指定されるのかどうかということでございますが、この都市計画区域の指定については、人口や土地利用あるいは交通量など、さまざまな要件に該当する特定の区域について、香川県の都市計画審議会での審議など、所要の手続を経て、県において指定をされるものでございます。

3点目として、庵治町地域における建築確認申請などの建築基準法に基づく各種の手続でございますが、都市計画区域に指定されない以上、従来どおりでございます。

以上が、前回御意見のありました点についての説明でございます。

以上で、提案内容等の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第13号から協議第19号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第13号から協議第19号までの7件について、一括お諮りいたします。

協議第13号から協議第19号までの7件については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第13号から協議第19号までの7件についてを、原案のとおりと確認をいたします。

次に、協議第20号地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について及び協議第21号議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）についての2件につきましては、関連がございますので、一括議題といたします。

なお、これから後の協議第20号から協議第26号までの7件については、会議規程に基づき、原則として、本日の会議では提案及び説明、質疑等を行い、次回、第6回会議において、改めて質疑、協議等を行った上、意思集約を図ることといたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、協議第20号及び協議第21号について、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の22ページをお開き願いたいと存じます。

まず、協議第20号地域審議会の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページの中ほどにございますように、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、庵治町地域に地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。」というものでございまして、庵治町地域に地域審議会を設置するとともに、次の協議第21号で提案いたしております議員の定数及び任期について、合併特例法に認められている特例措置を活用し、複合的な仕組みを整備することによりまして、合併後における庵治町地域のまちづくりに関し、地域住民の意見が直接、間接に施策に反映できる仕組みを整備しようとするものでございます。

それでは、次の23ページをごらんいただきたいと存じます。

別紙といたしまして、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市庵治地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議を掲載いたしております。

なお、この別紙につきましては、合併協定書におきましても、先ほどの提案内容とともに掲載されるものでございます。

それでは、この協議の要点を説明させていただきます。

まず、第1条でございますが、設置について述べておりまして、合併特例法の規定に基づき、合併前の庵治町の区域に地域審議会を置く旨が記載をされております。

次に、第2条の設置期間でございますが、建設計画の期間、おおむね10年間ということで、合併の日から平成28年3月31日までといたしております。

次に、第3条は、地域審議会の所掌事務について定めておりまして、地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとされております。

まず、1点目といたしまして、高松市と庵治町の合併に関する建設計画の執行状況に関すること。2点目として、高松市と庵治町の合併に関する建設計画の変更に関すること。3点目として、庵治町地域のまちづくりに関すること。そして、4点目として、その他市長が必要と認める事項といたしております。

次に、第4条は組織でございますが、まず第1項で、地域審議会は、委員15人以内で組織することといたしております。

また、第2項で、委員は、設置区域内に住所を有し、選挙権を有する者で、学識経験を有する者及び公募により選任された者のうちから、市長が委嘱することといたしております。

次に、第5条は、委員の任期及び失職でございますが、委員の任期は2年とすることといたしております。

また、第3項におきまして、委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとするとしております。

次に、第6条の会長及び副会長につきましては、委員の互選により選任することといたしております。

次に、24ページでございますが、第7条の会議でございます。

まず第1項で、会議は毎年度2回開催するものとし、会長が招集をすること。

第2項では、委員総数の3分の1以上の委員から会議の開催の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならないことを規定いたしております。

次に、第8条の庶務でございますが、地域審議会の庶務につきましては、事務局において処理し、この事務局は設置区域内の事務所に置くことといたしております。

次に、第9条で、この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は市長が定めることといたしております。

なお、附則といたしまして、この協議は両市町の合併の日から施行することといたしております。

続きまして、25ページをごらんいただきたいと存じます。

25ページには、先進地域の事例ということで、平成11年4月1日以降に編入合併いたしました10市の事例を記載しております。10市のうちで、この地域審議会の取扱いについて協議された市は4市でございますが、資料には、そのうち3市の事例を記載しております。

資料でございますように、大船渡市と新居浜市の2市は地域審議会を設置し、つくば市では、協議の結果、設置しないことといたしております。

次に、26ページをごらんいただきたいと存じます。

26ページには、現在、合併協議が進められております中核市の事例を記載しております。資料には、秋田市など5市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、今回提案した内容とほぼ同じ内容となっております。

以上が、協議第20号地域審議会の取扱いについてでございます。

続きまして、27ページをお開き願いたいと存じます。

協議第21号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

提案内容は、ページ中ほどでございますように、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、庵治町の区域により選挙区を設ける。」というものでございまして、合併特例法における定数特例を、編入合併の場合の最大限、2回適用しようとするものでございます。

次の28ページをごらんいただきたいと存じます。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについての資料でございますが、編入合併の場合、この議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、図で示しておりますとおり五つのパターンが考えられます。

まず、パターンの は、地方自治法による原則でございます。

次に、パターン の定数特例でございますが、これは、編入される市町に選挙区を設け、人口に応じた定数を増加配分できる制度で、増員選挙を行うこととなります。この場合、議員の任期は、編入先の市町の議会の議員の残任期間となります。

次に、パターンの は、ただいまの定数特例を、合併後に行われる一般選挙まで合わせて2回採用するものでございます。

次に、パターンの の在任特例でございますが、これは、編入される市町の議員全員が編入先の市町議会の議員として在任するものでございまして、在任期間は編入先の市町議会の議員の残任期間となります。

また、パターンの のように、この在任特例に加えまして、定数特例を採用して、次の一般選挙で選挙区を設定することもできます。

今回提案いたしておりますのは、このうちのパターン でございまして、定数特例を2回適用するものでございます。

具体的には、資料、パターンの に記載しておりますように、合併後50日以内に、庵治町地域に定数1人の選挙区を設けて増員選挙を行います。この場合の任期は、現在の高松市議会議員の残任期間、平成19年5月1日までとなります。そして、合併後に行われる一般選挙、平成19年に行われる高松市議会議員選挙におきましても、再度、庵治町地域に定数1人の選挙区を設けて選挙を行い、庵治町地域から議員1人を選出するというものでございます。

このように、定数特例を2回適用するものでございまして、特例期間が終了いたします平成23年5月以降は、高松市議会議員の条例定数が現行のまま40人ですと、合併後の高松市域全体から40人の議員を選出することとなるものでございます。

続きまして、29ページをごらんいただきたいと存じます。

29ページには、平成11年4月1日以降に編入合併いたしました先進地域のうち、5市の事例を記載いたしております。それぞれの市名の後には、先ほど説明いたしました特例のうちどのパターンの特例を適用したかを括弧書きで記載をいたしております。

また、次の30ページには、同じような形で、中核市の事例を記載いたしております。

以上が、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

以上、簡単でございますが、協議第20号及び協議第21号についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第20号及び協議第21号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

高砂委員 高砂です。

協議第20号地域審議会の件についてお聞きをしておきたいんですが、今回、この件につきましては初めて提案をされたわけで、具体的な協議については今後の協議にゆだねるということになるかと思うんですが、基本的なところでお聞きしておきたいんですが、この合併特例法による地域自治組織ですか、これについては、今回提案されとる地域審議会とあわせて地域自治区、また合併特例区というパターンが用意されておるやに聞いておるんですけども、地域審議会ということで、いきなり提案される理由というのはどこにあるのでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 事務局の方から説明をいたします。

地域審議会を設置する理由を、まず、申し上げたいと思います。提案説明の中でも申し上げましたように、合併後の市の施策に、今、住民の意見が反映できるかどうかということとでいろいろ懸念があるということ踏まえまして、地域審議会を設置することとでございます。全国的にも、編入合併において、段々の事例が見られるということから、対応が容易であると。それから、審議会ということですので、附属機関の一つであるということ、基本的には、従来の審議会の取り扱いと同様になるということから、市民とか議会とか行政ともに理解がしやすく、なじみやすい制度であるということ。そのようなことと、地域審議会自体、合併特例法において明確に位置づけられておることがございました。それは、建設計画の進行管理及び変更に関するかかわり方ということとございました。このようなことから、建設計画を定めてその進行管理と変更等に関する意見を言える組織ということとございますので、今、地域審議会を設置する意義があるというふうに判断したものでございます。

それから、今、御指摘いただきました合併特例法あるいは新法等において規定をされました地域自治区と合併特例区という制度が、今回できました。この二つの制度、地域自治

区と合併特例区については、現在、法律上は規定されておりますが、その規定部分について、まだ施行がされていない、だから適用できない状態であります。これについては、法律ができてから6カ月以内に施行されるということになっておりまして、まだ施行されておらない、その関係がありまして、政令もまだ制定されておらないという状況でございます。

このようなこととあわせまして、まず、二つの組織というもののうち、合併特例区というものについては法人格を有する組織ということございまして、特別地方公共団体ということになります。これは、制度上は、高松市という自治体の中に別個の独立した行政組織体を重層的に設ける制度ということになりまして、合併の効果を速やかに発揮するというところからいきますと、これは少し難しい問題があるんじゃないかということが前提としてあります。

また、合併特例区の権能としては、特定の業務ということに限られております。すなわち、従来から実施している事務で、ノウハウが蓄積をされている公の施設、例えば宿泊施設の管理とか、あるいはイベントとか、あるいは里山とか温泉施設の管理など、あるいは文化の伝承、そのようなことが特定されておりまして、それのみについて合併特例区が行うことができるということでございます。したがって、住民に対する身近な行政サービス、いわゆる窓口サービスとか広聴広報、福祉や教育、保健衛生、産業振興、その他の公共事業などは、合併特例区では行えないということになっております。

それから、もう一つの地域自治区ということでございますが、これは組織的には、地域審議会と同じようなことになろうかと思っております。業務の内容についても、ほぼ、支所、出張所で行う業務と同じであると。どこが違うかといいますと、地域自治区には特別職の区長を置くことができるということになります。地域審議会では、そういうものはありませんので、地域自治区を設定するという場合には、特別職の区長を置くために設定すると、地域自治区を設けるというようなことになりますので、そういうことについては、若干、問題があるんじゃないかというようなことから、今までなれ親しんできた審議会形式で、内容的には同じであるというふうにかえまして、地域審議会を提案したところでございます。よろしく御理解をいただきたいと思っております。

高砂委員 内容につきましては、ほぼ理解できます。最初に申し上げましたように、この件につきましては、今後の協議ということになろうかと思うんですが、例えば合併の方式とかであれば、客観的な事実に基づいて編入される市町村が選択の余地はないという部

分はわかるんですが、例えば、こういうこの審議会等につきましては、少なくとも3パターンが、内容的に適用できない部分もあるようですけども、3パターンが用意されておるわけで、そういう意味からいえば、編入される町村の選択の余地も、やはり残していただきたいということで申し上げましたので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。はい、どうぞ。

増田委員 済みません。増田と申します。

先ほどの地域審議会なんですけれども、これは、今、説明がありましたように、別個の行政組織体だと考えてくださいということなんですけれども、それではまた違うんですか。それで、済みません、決定権はないということだと思ってしまうんですけれども、そこで出てきました問題ですよ、いろいろな、建設計画の変更とか、執行状況に関しての問題点が出た場合、どのように決議されていくんでしょうか。それちょっと御説明いただきたいんですが。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 ちょっと、先ほどの説明が前後しましたけれども、地域審議会というのは、庵治町も同じですけれども、高松市も同じように審議会というようなもの、組織をいろいろ設置しております。それと同様でございまして、それぞれの自治体の附属機関という、協議する機関ということで設置されるものでございまして、自治体の内部組織というふうに御理解いただいたらいいかなというふうに思っております。

それで、この地域審議会がどうかかわりになるのかということでございますが、23ページ、24ページの協議の中で、所掌事務ということで書いてありますが、まず、この合併協議会においてお決めいただく建設計画、10年間の庵治町地域を中心としたまちづくりの考え方あるいは施策、事業等の位置づけをしていきますけれども、それについて、その進行状況がどうなっているのか、あるいは、ここの部分についてはこうすべきではないかと、あるいは、そのほかのまちづくり全般についているんな意見が出る、そういう意見を出し合って協議する組織ということでございまして、それは基本的には、市長から諮問するという形にはなります。諮問以外についても、審議会から意見を述べることは当然できるという規定にいたしております。当然、市長から諮問される案件については、答申という形で、地域審議会の意思集約をして意見を述べるという形になります。従来からの審議会と同様でございまして、諮問に対する答申あるいは意見というものについて

は、最大限に尊重されていくということになるかと思っております。そのようなことで、その年度におけるさまざまな、庵治町地域におけるまちづくりについての意見を出し合ってそれを市政に生かしてもらい、反映させてもらうというような形での審議組織ということでございますので、その点、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

増田委員 済みません。ということは、このような合併協議会のように、市長さんを交えたような、要するにそういう意見、陳述ができるような場ということなんでしょうか。

議長（増田会長） はい、お答えします。

事務局長 具体的には、それが発足するまでにいろんな手法等を考えていきますけれども、基本的には、今、御指摘いただいたような形になるかというふうに思っておりますし、また、そのときそのときの案件によって、それにきちんと答えられる責任者が出て説明をするというようなことになるかと思っております。御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

寺岡委員 寺岡です。

議会の議員の定数及び任期の取扱いの件についてですが、これも新聞報道等もいろいろされておりますし、我々としても、また住民も、非常に関心の一番高いところでもあるわけなんです、何らかの提案をしなければ土俵に上がらないということで、パターンが提案されておるようですが、私は個人的な意見とすれば、私は でもいいのかなと、高松の市会議員さんとすれば は受け入れやすいんだろうとは思いますが、私は小選挙区、本町の場合は1名ということになってくるわけなんです、合併の効果を、より高松市と一体化するためには、できるだけ早く自治法にのっとった形で、やはり、選挙をするべきでないかなと。ゼロになるかもわからないですけども、2人出られるかもわからないと。高松市の市会議員さんも、5年間は今の地盤で安住をするということが出来るわけですけども、そうではなく、早く一体化するためには、私は広域的にそれぞれのところに目を開いていただくということを考えれば、私は のパターンは、提案の趣旨はわかりますけども、これから他の町との議員さんとの関係もあると思うんですが、これから議論が非常に難しいと思えますので、このあたりは若干、当局の方のこれに対する姿勢だけをお聞きし

て、今後の議論にゆだねたいと思います。

議長（増田会長） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 今後、十分協議いただくということで、それじゃあ特にないよう
ございましたら、この2件につきましては、次回、第6回会議で改めて質疑、協議等を行
い、意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第22号消防団の取扱い（協定項目第19号）についてを議題といたしま
す。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料31ページをお開き願いたいと存じます。

協議第22号消防団の取扱いについてでございます。

提案内容を御説明させていただく前に、調整内容につきまして、附属資料で御説明させ
ていただきます。

本日お配りしております附属資料のうち、表紙の右上に、その2と書いております。附
属資料その2と書いております。新規提案分の附属資料をごらんいただきたいと存じま
す。なお、これから後の案件の説明は、会議資料とこの附属資料を並行して説明させてい
ただきますので、この二つの資料を並べてごらんいただければと思います。よろしくお願
いをいたします。

それでは、附属資料の1ページをお開き願いたいと存じます。

「消防団の取扱いについて」に関する資料でございまして、5項目でございます。

次の2ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、組織について御説明申し上げます。

高松市の消防団でございますが、6方面隊、26分団で構成されております。また、階
級は七つの階級に分かれておりまして、定員並びに現員数は記載のとおりでございます。

一方、庵治町は四つの分団で構成をされております。また、階級は6階級に分かれてお
り、定員並びに現員数は記載のとおりの方でございます。

このように、両市町では団の組織が異なりますほか、階級及び階級の定員に違いがござ
います。

対応策でございますが、ページの右側の中ほどにございますように、庵治町消防団を高

高松市消防団に統合し、高松市消防団庵治分団とする。庵治町消防団の団員については、高松市消防団員として引き継ぐものとするとし、調整案といたしましては、「庵治町消防団は高松市消防団に統合する。」としたところでございます。

続きまして、3ページをお開き願いたいと存じます。

消防団員の報酬等についてでございます。

1の団員報酬及び2の出動報酬等につきましては、それぞれ現況欄に記載のとおりでございます。

また、3の退職報償金でございますが、在職年数が3年以上5年未満の団員に対しては、高松市のみが支給をいたしております。

このように、両市町では、団員報酬、出動報酬等及び退職報償金の支給基準に違いはございますが、対応策及び調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、次の4ページをごらんいただきたいと思います。

消防団員互助共済会でございます。

高松市では、消防団員の親睦を趣旨とし、相互の共済及び福祉の向上を目的として、高松市消防団員相互共助会という組織を設けておりますが、庵治町では該当組織はございませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

被服等貸与でございます。

両市町では、現況欄に記載のとおり、被服等を貸与しております。品目、数量等に違いはございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

消防団車両でございます。

高松市及び庵治町では、資料に記載のと通りの消防団車両を保有いたしておりますが、その装備等に違いがございます。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、庵治町消防団の車両の積載資機材は、当分の間、現行のとおりとするとし、調整案といたしましては、「庵治町の消防団の車両については、高松市消防団に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の31ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページの中ほどでございますように、「庵治町消防団は、高松市消防団に統合する。消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

なお、次の32ページと33ページには、先進地域の事例を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、協議第22号消防団の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第22号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第22号につきましても、次回、第6回会議で、改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第23号国民健康保険事業の取扱い（協定項目第22号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、国民健康保険事業の取扱いについて御説明いたします。

先に、附属資料で調整内容を説明させていただきます。先ほどの附属資料の7ページをお開き願いたいと存じます。

「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料でございますが、5項目でございます。

次の8ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、国民健康保険（料・税）の賦課等について御説明申し上げます。

まず、1の保険料・税の区分でございますが、高松市では保険料として、一方、庵治町では保険税として賦課してありまして、根拠法令等が異なっております。

また、4の税率等につきましては、課税限度額は同じでございますが、所得割などの税・料の率において違いがあり、また、5の納期についても、回数に違いがございます。

次に、9ページでございますが、9ページの8の徴収方法等につきましても、市町間で違いがございます。

このように、両市町では、保険税と保険料の違いにより、根拠法令等が異なるほか、税率等、納期、徴収方法が異なっておりますが、対応策といたしましては、8ページの右側の中ほどに記載しておりますように、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。庵治町で賦課・収納した保険税については、高松市がそのまま保険税として引継ぎ、遡及等が生じた場合は、保険税の法令を適用する。庵治町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとするとし、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。ただし、医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、10ページをお開き願いたいと存じます。

国民健康保険の健康推進事業でございます。資料に記載のとおり、両市町とも、人間ドック、脳ドックの助成を実施しており、同じ内容でございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、11ページをお開き願います。

出産育児一時金でございます。ごらんのように、両市町とも同じ内容でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと存じます。

葬祭費について御説明申し上げます。

現況でございますが、2の給付額について、高松市は1件当たり5万円、庵治町は3万円と、違いがございます。また、5の支給日にも、若干差異がございます。

これらの現況を踏まえた対応策、調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、13ページをお開き願います。

高額療養費貸付制度でございます。

両市町とも貸付制度を設けておりますが、高松市では、国保料を完納していることなどの要件を満たす被保険者に対し、高額療養費相当額の9割を無利子で貸し付けております。一方、庵治町におきましても、国保税を完納してる被保険者に対して、高額療養費の

8割を無利子で貸し付けております。

このように、両市町では申請者の資格、貸付限度額に違いがございますが、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、会議資料の34ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま附属資料で御説明申し上げました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページの中ほどに記載しておりますように、「国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、庵治町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」というものでございます。

なお、次の35ページと36ページには、先進地域の事例を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、協議第23号国民健康保険事業の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第23号について、御質問等ございましたら御発言願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) ないようでしたら、協議第23号につきましても、次回会議で、改めて意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第24号介護保険事業の取扱い(協定項目第23号)についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、協議第24号介護保険事業の取扱いについて御説明いたします。

提案内容の説明の前に、先に附属資料で御説明申し上げます。

附属資料の14ページをお開き願いたいと存じます。

「介護保険事業の取扱いについて」に関する資料でございます、5項目でございます。

次の15ページをお開き願いたいと存じます。

初めに、運営主体等について御説明申し上げます。

1の運営主体でございますが、介護保険事業につきましては、介護保険法に基づき、市町村が保険者となりますことから、現在、高松市及び庵治町がそれぞれ保険者として運営しておりまして、両市町の被保険者数、介護認定者数は資料の記載のとおりでございます。

次に、2の介護保険事業計画でございますが、市町村は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、5年を1期とした介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行うこととなっております。現在、平成19年度までの第2期計画期間中でありまして、来年度に見直しを行うことといたしております。これは、両市町とも同様でございます。

次に、3の介護保険事業財政調整基金及び4の香川県財政安定化基金拠出金等につきましては、それぞれ資料に記載のとおり状況でございます。

これらの現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと存じます。

介護保険料の賦課・徴収でございます。

まず、1の保険料でございますが、65歳以上の第1号被保険者の保険料につきましては、高松市は、被保険者本人が市民税非課税者の第3段階4万4000円を基準に6段階を設定し、庵治町では、同じく第3段階3万9,400円を基準に5段階を設定しており、保険料の段階、保険料額及び乗率が異なっております。

また、3の納期が異なるほか、4の滞納保険料の徴収方法等におきましても、市町間で違いがございます。

また、右上の問題点・課題の欄の3点目の項目として記載しておりますように、第1号被保険者の保険料については、運営主体である市町が定める平成18年度からの第3期介護保険事業計画において、見直しを行うこととなっております。

これらの現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一することとし、ただし、庵治町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、平成18年度から3年度間の保険料額に差異を生じる場合は、経過措置を含め対応するものとする。また、庵治町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する

とし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。また、庵治町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、17ページをお開き願いたいと存じます。

介護保険給付事業でございますが、3の給付費通知の通知回数等に違いがございますが、対応策、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、18ページをごらんいただきたいと存じます。

利用者負担軽減事業でございます。

現況のうち、2の社会福祉法人減免に対する助成につきましては、高松市のみで制度でございます。

また、3の離島での介護サービス提供事業者への助成につきましては、助成内容について、若干の違いがございます。

これらの現況を踏まえた対応策及び調整案でございますが、サービスの向上となりますことから、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、19ページをお開き願いたいと存じます。

介護認定調査事業等でございます。

まず、1の介護認定調査（直営）及び2の介護認定調査（委託）でございますが、高松市では、原則として、新規申請分の認定調査を直営で実施するとともに、更新申請分等については、市内の老人介護支援センターや老人保健施設などに委託し、認定調査を実施いたしております。

一方、庵治町では、施設入所者分、遠隔地等を直営で実施するとともに、原則として、在宅分等につきましては、居宅介護支援センターに委託し、実施をいたしております。

これらの現況を踏まえた対応策、調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、会議資料の37ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ペ

ージの中ほどにございますように、「介護保険事業については、高松市の制度に統一する。ただし、庵治町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。庵治町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

なお、次の38ページと39ページには、先進地域の事例を記載しておりますが、説明を省略させていただきます。

以上で協議第24号介護保険事業の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第24号について、御質問等ございましたら御発言をお願いします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第24号につきましても、次回会議で、改めて意思集約を図ります。

次に、協議第25号人権啓発事業（協定項目第24-3号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、人権啓発事業について御説明いたします。

附属資料の20ページをごらんいただきたいと存じます。

「人権啓発事業について」に関する資料でございます、2項目ございます。

次の21ページをお開き願いたいと存じます。

まず初めに、人権・同和問題啓発事業について御説明を申し上げます。

両市町の現況でございますが、資料に記載のとおり、1の人権教育・啓発講演会事業、2の人権週間等啓発事業、そして22ページの5の小学校、中学校（園）要請訪問、そして6の人権集会開催、7の人権教育・啓発資料等の作成・配布につきましては、実施内容に違いはございますが、両市町とも実施している事業でございます。

また、21ページの3の人権教育・啓発研修事業及び4の親子で人権を考える会につきましては、高松市のみ実施している事業でございます。

次に、22ページの8のハンセン病に関する人権教育・啓発事業でございますが、まず、大島青松園入所者との交流活動につきましては、高松市では、大島青松園入所者との交流活動を、小・中学校独自に、児童・生徒の人権学習、教職員研修等の一環として取り組んでおります。

一方、庵治町では、老人会、小・中学生、各種ボランティア団体等によるさまざまな交流活動や夏祭り等の参加などの活動を行っているところでございます。

次に、のハンセン病に関する啓発活動につきましては、高松市では、6月の、ハンセン病を正しく理解する週間に、パネル展の開催や啓発リーフレットの配布等を行っております。

一方、庵治町では、大島青松園入所者自治会長、園長による講演会の開催のほか、公民館講座による啓発や、ハンセン病に関する人権学習資料の作成・配布、写真展、映画上映会、入所者制作の陶芸作品展示会等を行っているところでございます。

また、にございますように、庵治町では、平成13年に基金条例を制定し、大島青松園入所者からの寄附金等をもとに基金を設置し、フィールドワーク、講演会等、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発のための施策を推進しているところでございます。

以上のような現況を踏まえた対応策でございますが、21ページの右側の中ほどに記載しておりますように、高松市の制度に統一する。庵治町におけるハンセン病に関する人権教育・啓発事業については、現行のとおり引き継ぐものとする。庵治町のハンセン病に関する正しい知識の普及啓発基金については、引き続き、高松市において設置し、適切な運用に努めるとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、庵治町におけるハンセン病に関する人権教育・啓発事業については、現行のとおり引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、23ページをお開き願いたいと存じます。

人権擁護委員推薦でございます。

この人権擁護委員につきましては、市町が候補者を決め、議会の同意を得た後、法務局へ推薦し、法務大臣が委嘱をするというものでございます。

この人権擁護委員の委員数につきましては、資料の2の委員数に記載のとおり、人口規模により定数規程が定められておまして、この規程に基づく高松市の委員数は19人でございますが、平成5年に活動充実のために増員要望を行った結果、1名増となり、現在20名の委員が委嘱をされております。

一方、庵治町では、定数規程によりまして、人権擁護委員の委員数は3人となっております。

右上の問題点・課題の欄にございますように、この人権擁護委員については、人口規模により定数が定められておりまして、合併後においては委員数が20人となります。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、人権擁護委員につきましては、住民の基本的な人権を守り、人権相談等の活動を行うという要職であり、また、これまでの経緯の中で、高松市においては1名の増員が認められているという実績もございますことから、今後、委員数の増員について、法務局へ要請するというものでございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としております。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、会議資料の40ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。ただし、庵治町におけるハンセン病に関する人権教育・啓発事業については、現行のとおり引き継ぐものとする。」というものでございます。

なお、次の41ページと42ページには、先進地域の事例を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、協議第25号人権啓発事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第25号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第25号につきましても、次回会議で意思集約を図ることといたします。

次に、協議第26号その他の事業（市・町民褒章制度）（協定項目第24-22号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第26号その他の事業（市・町民褒章制度）について御説明いたします。

先に、附属資料の25ページをごらんいただきたいと存じます。

市・町民褒章制度のうち、まず、1の名誉市・町民でございますが、両市町におきまして、それぞれ条例に基づき、功績が卓絶し、住民から尊敬されている者に対し、名誉市民・名誉町民の称号を贈り、顕彰いたしております。

次に、2の市・町政功労賞でございますが、高松市では表彰条例に基づき、毎年15から20名程度を表彰いたしております。

庵治町では、印で記載しておりますように、町政功労賞はございませんが、最近では、節目となる平成10年の町制施行30周年記念式典において、137名を表彰いたしております。

また、3の市民栄誉賞は高松市のみの制度でございます。

このような両市町の現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。庵治町の名誉町民については、庵治地区の名誉町民として継承するものとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の43ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、43ページ中ほどにございますように、「市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。ただし、庵治町の名誉町民については、庵治地区の名誉町民として継承するものとする。」というものでございます。

以上、簡単でございますが、協議第26号その他の事業（市・町民褒章制度）についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第26号について、御質問等ございましたら御発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第26号につきましても、次回会議で意思集約を図ることといたします。

次に、協議第27号建設計画（協定項目第25号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、会議資料は44ページでございます。

協議第27号建設計画（協定項目第25号）についてでございますが、提案内容は、ページ中ほどでございますように、「建設計画については、別冊のとおり定めるものとする。」というものでございます。

別とじの附属資料、高松市・庵治町の合併による“まちづくりプラン”（建設計画）案をごらんください。右肩の方に、その3と記載しております附属資料でございます。

まず、目次で、建設計画の構成について説明いたします。

表紙の次のページをお開きください。

はじめにでは、合併の考え方と計画作成の方針を、第1章では、高松市と庵治町の概況を、第2章では、まちづくりの基本方針を記載しております。また、第3章は各論部分で、施策・事業を基本方針に沿って整理し、次の第4章では、公共的施設の統合整備について、第5章では、財政計画について取りまとめております。

それでは、この建設計画の概要につきまして、本日は別とじで附せんをつけております資料、高松市と庵治町の合併による“まちづくりプラン”（建設計画）の骨子をお配りしておりますが、それに基づきまして説明させていただきます。

まず、1合併の考え方でございますが、まず、1番目としては、生活圏の広域化への対応、2として、少子高齢社会への対応、また3として、自治能力の強化、最後に4として、緊密なつながりを踏まえた対応という四つの視点から整理いたしております。

次は、2の高松市と庵治町の合併によるまちづくりでございます。

まず、2-1合併による新しいまちづくりの理念でございます。

ここでは、両市町のこれまでのまちづくりの歩みを尊重する中で、地理的条件を初め都市機能や産業基盤、多様な地域資源、さらには両市町の地域特性を生かしながら、地域全体の魅力や個性を一層高め、豊かで持続的発展が可能な地域社会、文化的で快適な生活が営める都市の創造を目指すこと。さらに、合併により、行財政基盤の充実強化を図りながら、一体的、効率的な行政を進め、多様化、高度化する住民ニーズや社会経済環境の変化に適切に対応した住民サービスと住民福祉の向上を図ることを掲げております。

次に、2-2庵治町地域のまちづくりでございますが、ここでは、建設計画の中心となります庵治町地域の役割と機能を整理いたしますとともに、まちづくりの課題と対応の基本方向について取りまとめております。

庵治町地域の役割と機能といたしましては、（1）で瀬戸内海を活用した交流拠点機能、（2）で地域の活力を育てる芸術・文化機能、さらに（3）として、自然と共生する

やすらぎ機能を掲げております。

このような庵治町地域の役割と機能を踏まえ、現時点の考え方といたしまして、骨子1ページの一番下の枠組みにございますように、庵治町地域は、豊かな海洋資源や自然景観、特徴ある地場産業などの特性と機能を生かしながら、海の交流拠点と、自然と共生した安らぎと健康づくりを進めながら、創造的な生活空間を提供する、「豊かな自然と特徴ある地域産業を生かし、創造的生活を育てる海の交流拠点ゾーン」と位置づけることを提案するものでございます。

次に、2ページをお開きください。

これらの役割と機能、また建設計画本編の方の18ページに記載しておりますような庵治町地域のまちづくりの課題と対応の基本方向を踏まえまして、五つの、まちづくりの基本目標と基本方針を掲げました。

まず、骨子2ページ左上の基本目標(1)連帯のまちづくり、保健・医療・福祉の充実した心身ともに健康に暮らせるまちの実現でございますが、基本方針として、その下に記載しておりますように、少子・高齢化が進行する中、住民同士の連帯に基づいて、保健・医療・福祉の連携を図り、福祉の充実した、心身ともに健康で暮らせるまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、右側の3ページ、重点取組み事項をごらんください。

1連帯のまちづくりにおきましては、(1)高齢者・障害者にやさしいまちづくりを初め四つの施策の方向を定めるとともに、保健福祉センターの機能の活用を初め八つの重点取組み事項を掲げております。

次に、左側の2ページの右上、基本目標の(2)循環のまちづくり、自然を守り、生かした、自然と共生するまちの実現でございますが、基本方針といたしましては、庵治町地域の豊かな自然環境や風光明媚な瀬戸内海の景観を保全するとともに、循環型社会システムの構築などにより、貴重な自然資源を守り、活用し、自然と共生するまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、3ページ、2循環のまちづくりに記載しておりますように、(1)の自然環境の保全と共生に基づくまちづくりを初め四つの施策の方向を定めるとともに、海岸・河川の美化と水質浄化を初め11の重点取組み事項を掲げております。

次に、2ページの左下の基本目標の(3)連携のまちづくり、安全・安心な生活環境のもと、うるおい、ゆとり、文化、生活の豊かさを創造するまちの実現でございますが、基

本方針といたしましては、価値観が多様化し、生活様式が変化する中で、住民と行政の連携による創意工夫に基づいて、住みやすい安全・安心な生活環境を築き、うるおい、ゆとり、文化、生活の豊かさを創造するまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、3ページの3連携のまちづくりに記載しておりますように、(1)安全で安心して生活できるまちづくりを初め四つの施策の方向を定めるとともに、汐入川上流ポンプ場建設を初め19の重点取り組み事項を掲げております。

次に、2ページ右下の基本目標(4)交流のまちづくり、豊かな交流資源を生かした活気あふれるまちの実現でございますが、基本方針といたしましては、自然、史跡、石の芸術文化など、豊かな交流資源を生かし、石材などの地場産業をはじめとする商工業の活性化、水産業・農業の持続的な振興を図るとともに、交流のためのネットワーク(ハード・ソフト)の充実を図り、地域の活力と住民の元気を育てるまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、3ページの4交流のまちづくりに記載しておりますように、(1)の時代の変化に応える産業を育てるまちづくりを初め四つの施策の方向を定めるとともに、海洋性観光交流の促進を初め六つの重点取り組み事項を掲げております。

最後に、中央の(5)の参加のまちづくり、住民一人ひとりが参画するまちの実現でございますが、この項目につきましては、ただいま申し上げました(1)の連帯のまちづくりから(4)の交流のまちづくりまでを、相乗効果を発揮させながら推進していくための礎、潤滑油的役割を果たすものでございます。その基本方針といたしましては、地方分権の要となる「地域自治」の実現に向け、行財政運営基盤の充実強化を進めるとともに、多様な住民の声を施策に反映する仕組みづくり、住民自治力の育成支援、情報公開・情報提供の拡充を図りながら、地域づくり、環境保全、文化、スポーツ、観光、交流など、あらゆる面での住民活動を活性化させることにより、次世代に誇れる、住民一人ひとりが参画するまちの実現を目指すものでございます。

具体的には、3ページの5参加のまちづくりに記載しておりますように、(1)行財政運営基盤の充実強化を目指すまちづくりを初め三つの施策の方向を定めるとともに、支所機能の整備を初め四つの重点取り組み事項を掲げております。

次に、4ページをお開きください。

4ページから6ページは、合併後における高松市全体の将来構想でございます。

まず、将来構想を展望した都市づくりの方向として、(1)道州制における州都機能の

確保を視野に入れた中枢性、拠点性を発揮できる都市づくり。(2)市民が住みやすく、いつまでも住み続けたいと思える都市づくり。(3)地域の特性、特色を生かし、地域バランスに配慮した都市づくり。(4)多様で幅広い交流を展開する都市づくり。(5)新しい時代をリードし、地域発展を支える産業を育てる都市づくり。(6)地域みずからが主体的に取り組む自立した都市づくりの六つの考え方を示しております。

さらに、この都市づくりの方向を踏まえ、それらを凝縮した形での将来構想として、次の5ページの上側に枠組みで記載しておりますが、「21世紀の四国の州都を展望した風格ある環瀬戸内海圏の中核・中核拠点都市/グレーター高松の創造 海・街・山と人が融け合う 元気なまち・高松」を地域共通の目標として掲げることといたしました。その趣旨は、その下に記載しているとおりでございます。

また、各地域の特性などを踏まえ、それぞれのエリアの個性等を生かした重点的な機能集積の促進を図るため、臨海部・島嶼部エリアなど四つのエリアに分け、それぞれのエリアの機能整備の方向を示しております。

次の6ページには、エリア別の機能整備(まちづくり)のイメージ図をつけております。

なお、内容の説明は省略させていただきます。

次に、財政計画について説明いたします。

建設計画の本編の方ですけど、附属資料その3の45ページをお開きください。

第5章財政計画でございます。

財政計画につきましては、建設計画に定められた施策を計画的に実施していくため、予定する事業について、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的な展望に立ち、適切な財政運営を図ることを目的として作成される計画でございます。本合併協議会で決定した建設計画の作成方針におきましても、合併特例法の特例措置などによる支援制度を活用するとともに、地方交付税、国、県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において、健全な財政運営が行われるよう、十分留意して作成することとなっております。

まず、1-1の財政計画の基本的な考え方でございますが、国の三位一体改革など、地方財政を取り巻く状況は非常に流動的、不透明な要素はございますが、この財政計画の作成に当たりましては、歳入・歳出の項目ごとに、現行制度を基本として、過去の実績等を勘案しながら、計画の対象期間については、合併年度及びこれに続く10年間、つまり平

成17年度から27年度までの11カ年について、普通会計ベースで推計いたしております。

この普通会計とは、自治体ごとにさまざまな特色があり、各会計の区分が異なっているため、一定の基準で相対的に財政比較をするために、地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分でございまして、一般会計と、自治体にほぼ共通して設置される特別会計を合算した会計でございます。なお、水道など公営企業会計等は除かれております。

この計画の作成に当たりましては、健全な財政運営を基本に、合併に伴う経費節減、国や県の財政支援等を勘案いたしております。

次に、1 - 2歳入・歳出の考え方でございますが、まず、(1)歳入のうち、の地方税・地方譲与税・交付金は、過去の実績、今後の経済見通し等を踏まえる中で、現行で決定されている制度を基本として推計しております。なお、地方税は、不均一課税など経過措置を見込んでおります。

次に、の地方交付税等は、臨時財政対策債を含む現行の普通交付税制度に基づき、平成16年度の普通交付税額を基本に、若干減少させ推計いたしました。また、合併算定替や、合併特例債の元利償還金に係る交付税措置など、合併に対する財政支援措置を見込んで推計しております。

次に、の国庫支出金・県支出金は現行制度を基本とし、過去の実績等を勘案するとともに、合併に伴い措置される補助金等の財政支援措置を見込み、推計しております。

次に、の地方債は、建設計画の事業実施に伴う合併特例債について、事業費100億円、起債額95億円として推計するほか、通常の事業債として、平成16年度を基本として発行額を見込んで推計しております。

のその他は、使用料及び手数料や諸収入などでございますが、過去の実績等を見込んで推計しております。

次に、(2)の歳出でございまして、まず、の人員費は、合併後の退職者補充の抑制などによる一般職の職員の削減や、特別職・議員等の減員などを見込んで推計しております。

次に、の扶助費は、過去の実績等を踏まえ、全体の平均伸び率を2.9%で推計しております。

次に、の公債費は、合併前までに借り入れる地方債の元利償還金を算出した上で、建設計画の事業実施に伴う合併特例債など、計画期間中に発行する地方債を、現行利率2.

0%で積算した元利償還金を加算して推計しております。

次の46ページをお開きください。

次に、の物件費・補助費等は、過去の実績等を踏まえ、経費節減を前提に、合併による合理化・効率化を見込んで推計しております。

次に、の投資的経費は、建設計画に基づく合併特例債対象事業等のほか、その他の普通建設事業として、平成16年度を基本に、市単独事業を毎年5%減で推移させた上で推計しております。

このような基本的な考え方にに基づき推計いたしましたのが、次の47ページの財政計画でございます。歳入では地方税など8項目、歳出では人件費など7項目について、平成17年度から27年度までの期間、推計したものでございます。

次に、参考資料として、合併に伴う効果を一覧表にしたA4の一枚物の資料をお配りしておりますのでごらんください。骨子の後につけておったと思うんですけど、そちらの資料をごらんください。

計画期間中、議員報酬等で約5億600万円、庵治町の特別職報酬で約3億6,500万円、庵治町の農業委員会委員等の各種委員会報酬で約5,400万円、また職員給与費につきましては、庵治町の退職者41人の不補充と、現行の高松市職員1人当たりに対する住民数を基礎に合併後の職員数の目安を算出し、計画期間中の約10年間で、24人の一般行政職員を削減することにより約13億3,600万円の減を見込み、人件費全体では22億6,100万円の効果を見込んでおります。

また、物件費は、コンピュータの使用料などが不用になることなどを勘案し、庵治町の現在の年間の物件費約3億9,000万円の半額が節減できると仮定し、計画期間中で約20億4,800万円の効果を見込み、合計で約43億900万円の節減が図れると試算いたしました。

以上が、建設計画(案)の概要でございますが、今後、委員の皆様や住民の御意見等をお聞きする中で、市町間で協議し、必要な修正を加えていくこととしております。

なお、事務局といたしましては、他の合併協定項目の調整結果と建設計画の内容の整合性を図るため、この建設計画については、当面、継続協議とし、他の合併協定項目について協議が調った段階で、あわせて意思集約を図っていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単でございますが、協議第27号建設計画についての説明を終わります。よろ

しくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第27号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

三好委員 三好です。

北部ルートにつきましては、掲載されておりますけれども、高橋の件に全然触れてこないということは、何か、庵治は僻地じゃけん、ほっとくぞというような感を受けるんですが、ひとつ、その点の御説明いただきたいと思います。

議長（増田会長） 質問の趣旨がちょっと、もう一度おっしゃっていただけますか。

三好委員 高橋の計画、全然入ってないでしょ。

議長（増田会長） 高橋ですか。

三好委員 はい。

議長（増田会長） あ、建設計画の中に、具体的に高橋のことがないということについて。

三好委員 北部ルートはちゃんと入っております。

事務局次長（福井） 39ページをごらんください。道路整備の推進のところでございます。39ページでございます。道路整備の推進の4行目でございますが、県道高松牟礼線と県道屋島公園線を結ぶ道路の整備は進めますということで記載をいたしておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

三好委員 三好です。

率直に申しますと、庵治町の場合は牟礼を経由するか、それが高橋渡っていくかが、高松へ行く道でございます。それが、何か高橋の場合は特に狭い。一番低いんがどされこんどるという場所でございますので、その点、お考えいただいて早く改善していただくようによろしくお願いいたします。

議長（増田会長） よくわかりました。

ほかにどうぞ。はい、どうぞ。

寺岡委員 関連ですが、寺岡です。

先ほどの高橋の意見と関連して、重点項目の中で相引川の整備がもう一帯となるんですね。庵治町側からすると、この延伸で関連があるんでしょうけども、含まれとるとい

ことで御説明されると思いますが、その次の40ページには、具体的な路線名まで書いてますので、ぜひ、ここに路線名を明記していただければわかりやすいというふうに思います。

それともう一点は、屋島の周回道路、ちょうど健康ランドから一部、長崎の鼻にかけては非常に狭いところがありますねえ、県道も絡めて。だから、北部ルートも大事なんですけれども、庵治町側にすれば、結構、回ってあそこの道が狭いと。対向できないと。高松市にしても、屋島の景勝地のところで対向できないところがあるというのは、余り芳しいもんでもなかろうかと思えますから、これを機に、やはり県の絡みもいろいろあるんでしょうけども、ぜひ、1項目入れていただいて、やはり長期的な視野に立っていただきたいなと、そのあたりを申し入れておきたいと思えます。

以上です。

議長（増田会長） 十分、また検討させていただきます。

ほかにどうぞ。はい。

増田委員 建設計画の中での教育環境の整備というところなんですけれども、幼・小・中学校の施設の整備ということを書かれてありますけれども、この中に給食センター、今、給食、食育というのはかなり言われてるんですけれども、庵治町の給食センターですか、それもかなり老朽化してきています。そういったものも含まれると考えてよろしいんでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 それでは、これについては、庵治町の方から説明をお願いしたいと思えます
……。

ちょっと今、具体的な説明ができないようでありますので、本日、先ほど提案説明の中でも申し上げましたように、今後、さまざまな御意見をお聞きする中で修正等を行っていくということでございます。若干、今の御指摘の点も文書上読み取れることは読み取れるわけですけれども、いろんな形での要望、御意見があれば、それをどのように表記していくかということについては、今後、庵治町と事務局サイドで調整をさせていただくということで、現在のところ、御意見をいただきたいということで御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。はい、どうぞ。

香川委員 香川です。

言葉の意味がよくわからないので教えていただきたいんですが、骨子のページの5ページにある「グレーター高松」ってどういう意味ですか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 本編の24ページをごらんいただきたいと思います。本編の24ページの方の下、印の2というふうに書いています。グレーター高松というのは、広域的な都市圏を包括した表現ということでございまして、例示として書いていますように、グレーターロンドンとかグレーターロサンゼルスなど一般的に使われるということでございまして、特別につくった言葉ではないということで、御理解をいただきたいと思います。

香川委員 これ、キャッチコピーとして用いられるような表現ですよ。高松市の総合計画なんかのときにも、人に優しいまちづくり何たらかんたらって、多分、そういう言葉だとは思いますが、造語ではないということではあるんですが、一般的にグレーター高松って言われてもわからないので、もう少し、この言葉の表現を考えていただけないかなあと、一般人にわかるようお願いしたいなあと思います。

事務局長 再度、説明をさせていただきますが、ここに書いてるのは合併後の高松市全体のまちづくりの考え方、根幹的な考え方として、こういうものができるんじゃないかということございまして、今後、合併協議が終わって、現在、高松市と6町との間で合併協議会が設置されておりますけれども、それらがどのような形で最終的な形になるかということがあろうかと思いますが、そのようなことで、合併がすべて確定した段階で、新しい高松市としての考え方を、高松市の総合計画として取りまとめていくということになるかと思っております。

そういう中で、各合併協議会で作成をする建設計画も、新しい高松市の総合計画の中の一つの要素として取り込んでいくということでございまして、そういう形での材料ということになるわけでございます。グレーター高松の表現自体が、最終的に高松市の総合計画の中に位置づけられるかどうかということについては、現在のところは不透明ということで御理解をいただきたいと思います。

なお、このグレーター高松という表現につきましては、平成元年当時に、香川経済同友会が第1回目の調査報告書を、提言をまとめた中で、いろんな学者あるいはまちづくりにかかわる方の意見を総合的にまとめまして、グレーター高松ということを提唱したという経緯もございます。香川県においても内部的には、そのような表現をその当時、使ったということを記憶をいたしておりまして、それが、一般的な、辞書に載っておるグレーター

という表現、そのようなことで今回使わせていただいたということでございますので、その点、御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。

梶河副会長 庵治町の梶河でございますが、47ページの財政計画の表でございますけれども、御承知のように、現在、庵治町ほか6町と高松市さんの合併協議が進行中でございますが、この計画というのは合併後の高松市の金額であろうかと思うんですが、高松と庵治町だけなのか、あとの5町も算入された額なのか、そのあたりを御説明いただきたい。後々、計画がうまくいっとるかどうかという、参考としては非常にわかりにくい表ではないかというふうに思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、企画財政部会の方から答弁申し上げます。よろしくお願いたします。

横田幹事 企画財政部長の横田でございます。

この数値は、高松市と庵治町だけの数値でございます。他の5町は含まれておりません。

梶河副会長 そういうことになれば、2町とか3町とか6町とか合併したときには、この表というのはほとんど参考にならないというふうなことになるので、できれば両方出してほしい。全体を足したものの、それから庵治町、高松というふうなものが出てくる必要があるのではないかというふうに思います。よろしくお願したいと思います。

議長（増田会長） それじゃあ、どうぞ。

岸本企画財政部会委員 他町の分を出してくれという意味……。高松と庵治町……。

梶河副会長 仮に、例えば、6町が合併したら、という……。

〔「これ出せるんやろ。」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それは足すだけだからすぐできる……

岸本企画財政部会委員 ここが庵治町との合併協議会ですけど、そのあたりはどんなんですかね。

梶河副会長 そういうことであれば、この中に、庵治町の影響部分が幾らになるというふうな書き方とか、どちらかでない、本当に雲をつかむような表になってしまったりではないかなという気がします。

議長（増田会長） この中で、庵治町分は括弧書きはできるだろ……

岸本企画財政部会委員 庵治町分という表現が、高松サイドでの数字、それと庵治町での推計数字、これを両方足して今、出させていただくと。

合併の効果というのは、お互いに両方といいますか、こちら側にもこちら側にもということになると思います。その部分をまとめて出してるというのが合併の効果ということなんです。ですから、今、出てる推計のものの数字ですね。高松分、庵治町分、これは、当然、出せます。

梶河副会長 この効果ってどうなるのかな。

岸本企画財政部会委員 ですから、庵治町分、高松分という格好で数字を出すことはできます。

〔私語する者多し〕

梶河副会長 やはり、最も根幹をなすといいますかね、財政でございますので、そのような形ででも表現をしていただければというふうに思います。

議長（増田会長） ちょっと検討、どういう形で、もう少しわかりやすうできるかどうか……。

事務局次長（加藤） また改めて幹事会等で協議させていただくということで、よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） はい、はい、そういうことで……。ほかにどうぞ。はい、どうぞ。

加茂委員 庵治町の加茂ですけども、この分を見ますと、財政計画の中で、合併に伴う効果で、人件費のところ、多分、22億円ほど削減されるということだと思んですけども、この財政計画を見ても、17年度から27年度まで見ても20億円ぐらいふえとんですね。これはどういうことでしょうかねえ。

議長（増田会長） 事務局から説明します。

岸本企画財政部会委員 職員に係るものといまして退職不補充ということで41人、それから一般行政職を、高松と同じような行政水準といいますか、職員1人当たりの住民数ということで24人、合計65人ですか。65人削減するような計画にはしてあります。しかしながら、定期昇給ですね、これを1.5%見てあります。その結果、人員は削減になりますけれども、その定期昇給分がきいてきて、結果的に人件費のところはアップになってると、こういうことでございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

加茂委員 そしたら、合併による効果というところの計画期間中に22億円の削減、こ

の分は効果でなくて、逆に不効果になるのではないんですか、これは。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

岸本企画財政部会委員 庵治町さんの人員といいますかね。それと、それを、退職不補充をそのままいったら、もう少し人件費がふえると、こういうことでございます。ですから、退職不補充並びに一般職の行政職 2 4 人を削減しても人件費が上がると、こういうことでございます。

以上でございます。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） この財政計画の中身は、また十分に、内部的に打ち合わせしてください。

特にないようございましたら、協議第 2 7 号につきましても、次回会議で、改めて質疑、協議等を行うことといたします。

会議次第 4 その他（ 1 ）高松市と近隣町で設置している合併協議会の協議状況について

（ 2 ）高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 次に、会議次第の 4 その他でございますが、高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について及び高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の 4 5 ページ、一番最後のページでございますが、4 5 ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、その他の（ 1 ）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について御説明いたします。

本日、別紙としてお配りをいたしております一枚物の資料がございます。合併協定項目の協議状況と一緒にございますが、そちらをごらんいただきたいと存じます。

この資料に記載をいたしておりますのは、高松市が設置しております六つの合併協議会における合併協定項目の協議状況でございます。表の中の印をつけておりますが、このうち は、既に合併協議会で確認をされた合併協定項目、そして が、提案済みの合併協定項目でございます。この資料は、表の右上に記載しておりますように、本日、1 1 月 2 4 日現在のものがございます。なお、右端の本高松市・庵治町の合併協議会の欄には、本日

新規に提案いたしました項目に 印を記入いたしております。

なお、一番左側の高松市・塩江町合併協議会でございますが、こちらの合併協議会におきましては、去る11月8日に開催いたしました合併協議会で、すべての合併協定項目についての提案が終了していると、そのような状況でございます。

なお、先ほど委員の方から御意見がございました協議第21号の議会の議員の定数及び任期の取扱い、この表の中の協定項目番号で7番になりますが、その案件につきまして、各合併協議会での協議の状況を参考までに申し上げます。

この案件につきましては、本日の高松市・庵治町合併協議会への提案によりまして、六つのすべての合併協議会に提案がされたというところでございます。このうち塩江町につきましては、10月20日の協議会で提案され、先ほど申し上げました11月8日の会議では、他の町の状況もございまして、再度、継続協議となっておりますが、本日、午後に予定されております合併協議会において、改めて協議をされることになっております。

また、香川町との合併協議会では、10月26日に提案されております。あす、25日に開催されます協議会で、改めて協議が行われるということになっております。また、その他の町におきましては、その後において協議されることとなります。

以上が合併協議の状況でございます。

続きまして、会議資料45ページにお戻りいただきまして、会議の開催予定について申し上げます。

次回の第6回会議でございますが、資料に記載しておりますように、12月27日、月曜日でございますが、午後1時30分から、今回は庵治町役場での開催となります。

事務局からは以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいまの説明につきまして、御質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、その他ということで、皆様方の方で何か、合併問題全般について御発言ございましたらどうぞ。はい、どうぞ。

高砂委員 高砂です。

せっかくの機会ですんで、今後のこの協議会についてお聞きをしておきたいんですけども、協定項目、全部で46項目ほどあったかと思いますが、きょう現在までで提案されたもの、また意思確認できたもので約半分ぐらいができたのかなあというふうに思うんですが、この46項目の協定事項が終われば、この協議会そのものはどういうふうな行方にな

るのでしょうか。

議長（増田会長） お答えします。事務局からどうぞ。

事務局長 説明します。合併協定項目の協議が終了すれば、ということはすべて確認が終わればということになります。終われば、合併協定書に調印をしていただきます。両市町で調印をすれば、それぞれの市町の議会へ合併関係議案を提案をするということになります。

そこで、議決されて、可決されていけば、県知事に申請をするという手続に進むわけですが、合併協議会そのものがどうなるかということでございますが、合併協議会自体は、基本的には合併の日の前日まで存続させて、合併協定項目の中でさまざまに協議をした、合併時まで調整するとか、あるいは合併までのいろんな、住民に対する広報とか、そういうものに対応する必要があると思いますので、合併協議会そのものについては存続するというところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

高砂委員 現在までに意思確認が終わった項目についても、例えば手数料とか使用料の取扱いとか、各種団体に対する補助金、交付金の取扱いとか、これらについては、高松市と庵治町でその制度の違い、違うものについては、住民生活に多大な影響を与えるものについては調整するという確認はされておるんですけども、しかし、その現実の内部の部分について協議ができ次第、やはり、この場に上げてくるなりしていただかんと、もう私たち判断していく上では、やはり、そのあたりが一番重要になってくる問題じゃないかというふうに思っておりますので、そのことをぜひお願いしたいのと、この協定項目が終われば協定そのものは終わるけれども、それが終わって、例えば知事に申請すると。申請するんだけど、実際の中身のところとの協議のタイムラグですね、これをできるだけないようにしていただきたいというふうに思うんですが、そのあたりはどんなんでしょうか。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 改めて説明をさせていただきますが、合併協定項目の中で、合併時まで調整するというのは、ちょっと今、詳細には調べてませんが、二、三項目あるかというふうに認識をいたしております。それ以外の項目については、基本的に、このようにしましょうという協議が調ったものというふうに理解をいたしております。

それから、合併時まで調整するものについても、附属資料の対応策のところでも一定の方向性を示した上で、このような考え方で調整するというのもございます。なお、全く

その状況がわからない調整項目も一部には出てこようかと思えますけれども、それについては、合併時までどうしても詳細な作業をしなければ確定できない要素があるもの、それについてはやむを得ないものがあるかと思えますが、その他の項目については、できる限り早く調整を行って、この合併協議会に報告をするということにいたしたいと考えております。

なお、知事に申請するまでにできるか、あるいは各市町で議会の議決をするまでにできるかどうかについては、その項目によって差異があるかというふうに思っておりますので。

なお、具体的にこういう項目はどうなるのかということが、これから後、協定項目の詳細な協議の中で出てくれば、それについて具体にお答えをさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

高砂委員 今の事務局の方の説明では、調整していかなければならないものが二、三項目であったかというふうに理解しておるということですが、私はとてもじゃないけど、そういう二、三項目どころではないと思えます。すべての項目について、やはり調整をしていただくんといかんと思えますけど、それはちょっと理解が全然違いますね。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 私が申し上げたのは、附属資料あるいは合併協定項目の確認内容において、合併時まで調整するという表現を入れた項目については、その程度であろうというふうに申し上げたところでございますので、なお、具体の、個々の項目について、合併した後にどのように事業実施をしていくかということについては、個々の項目ごとに差異があるかと思えます。それについては、事務レベルでの調整ということが主眼になるかと思えますけれども、それを円滑にあるいは適切に実施するためのさまざまな手法、あるいは条例・規則等の制定、改正等を行っていく。そういう事務レベルの作業が主体になるかというふうに理解をいたしておりまして、そのほかの合併協定項目において、明確に、合併時まで調整するという表記をしたものについては、数が少ないということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） 他にどうぞ。よろしゅうございますか。

それじゃあ、時間も大分経過しましたので、このあたりで閉じさせていただきたいと存じます。

皆様方には、長時間にわたり御協議賜りありがとうございました。

これをもちまして、高松市・庵治町合併協議会第5回会議を閉会させていただきます。

御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午前11時49分 閉会

会議録署名委員

委員

嶋野 勝路

委員

三笠 輝孝